関税法第69条第１項の規定による輸出入貨物の検査場所

東京税関管内（支署長が指定する区域を除く。）

東京税関掲示第80号（令和３年３月１日）

本関及び出張所の構内（ただし、東京都中央区晴海５丁目７番１号、東京都江東区青海２丁目地先及び東京都西多摩郡瑞穂町むさし野３丁目12番地１の税関旅具検査場並びに東京税関コンテナ検査センター及び東京税関城南島コンテナ検査センターを含む。）

保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船を含む。）

芝浦はしけ溜（東京都港区海岸３丁目地先）

自衛隊所管の基地の構内（外務省等国の機関が行う国際的な支援活動及び慰霊祭等の実施に伴う通関の際に利用する場合に限る。）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和５５年８月条約第２５号「ワシントン条約」）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第１条（ｂ）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、以下の場所に限る。

１．本関

本関構内並びに本関及び大井出張所の管轄区域内に所在する保税地域で東京都特別区内に所在するもの

２．本関以外の指定官署

東京航空貨物出張所、成田航空貨物出張所及び東京外郵出張所の構内並びに当該各出張所の管轄区域内に所在する保税地域

３．指定官署以外の官署

新潟税関支署及び新潟税関支署東港出張所の構内並びに当該各支署出張所の管轄区域内に所在する保税地域（特例輸入者又は認定通関業者がワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物を本関に輸入申告し、税関の検査に支障がないと認められる場合に限る。）

なお、従前の指定については、廃止する。

酒田税関支署管内

酒田税関支署掲示第３号(平成１５年１月２７日)

酒田税関支署構内

酒田税関支署山形出張所構内

保税地域(指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。)

酒田税関支署　掲示第１号

外航クルーズ船に係る旅客携帯品等の検査場所の指定について

標記の件について、関税法第６９条第１項の規定に基づく貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

１　指定検査場所

古湊ふ頭第１号岸壁に接岸する外航クルーズ船の旅客及び乗組員の携帯品検査のために山形県と調整した税関検査のための場所

２　検査貨物の種類

外航クルーズ船旅客等の携帯品及び船用品

この指定については、令和５年４月６日から適用する。

令和５年４月４日

酒田税関支署長　　松　本　英　明

酒田税関支署　掲示第４号

山形空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の検査場所の指定について

標記の件について、関税法第６９条第１項の規定に基づく貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

１　指定検査場所

山形県東根市大字羽入字柏原新林３００８番地

山形空港旅客ターミナルビル内

１階　チケットカウンター

２階　ホールディングルーム

１階　手荷物受取場及びエレベーターホール

１階　会議室（営業事務室）

２　検査貨物の種類

出入国旅客等の携帯品及び機用品

この指定については、令和３年１月１日から適用する。

令和２年１２月１７日

酒田税関支署長　　大　坪　政　悦

酒田税関支署　掲示第７号

庄内空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の
検査場所の指定について

標記の件について、関税法第６９条第１項の規定に基づく貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

１　指定検査場所

山形県酒田市浜中字村東３０－３

庄内空港旅客ターミナルビル内

１階　チケットカウンター

２階　ホールディングルーム

１階　手荷物受取場、風除室、会議室及び会議室隣接倉庫

２　検査貨物の種類

出入国旅客等の携帯品及び機用品

この指定については、令和３年１月１日から適用する。

令和２年１２月１７日

酒田税関支署長　　大　坪　政　悦

関税法第６９条第１項の規定による輸出入貨物検査場所

成田税関支署管内

成田税関支署掲示第６８号（令和８年１０月２７日）

成田税関支署構内

成田国際空港国際線出発バスラウンジ

成田国際空港国際線出発ロビー出入口から航空機搭乗口までの区域

成田国際空港ビジネスアビエーションターミナルプレミアゲート

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に規定する「感染症」の疑似症患者又は罹患者として感染症医療機関等に緊急搬送される旅客の携帯品等については、成田国際空港国際線降機ゲートから入国検査場に至るまでの区域（乗継検査場を除く）で関係機関と調整した場所とする。

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和５５年８月条約第２５号「ワシントン条約」）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第１条（ｂ）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、支署構内及び支署の管轄区域内に所在する保税地域に限る。

・検査場所の指定については、令和８年１０月２９日から適用する。
なお、従前の指定については廃止する。

関税法第６９条第１項の規定により公告する。

令 和 ８ 年 １０ 月 ２２ 日
羽田税関支署長
石川　陽一

羽田税関支署管内

羽田税関支署掲示第 ９０ 号（令和８年１０月２２日）

羽田税関支署構内

保税地域

東京国際空港国際線出発ロビーから航空機搭乗口までの区域及び国際線出発ロビー以外にある国際線チェックインカウンター

東京国際空港国際線出発バスラウンジ

東京国際空港国際線税関監視取締部門事務室前

東京国際空港国際線ビジネスジェット専用ゲート

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(昭和５５年８月条約第２５号「ワシントン条約」)附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種(日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第１条(ｂ)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物の検査場所については、支署構内及び支署の管轄区域内に所在する保税地域に限る。

検査場所の指定については、令和８年１０月２２日から適用する。

なお、従前の指定については廃止する。

関税法第 69 条第１項の規定による輸出入貨物の検査場所

新潟税関支署管内

新潟税関支署掲示第１号

新潟税関支署及び出張所構内（東京税関新潟コンテナ検査センターを含む。）

保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）

新潟港国際旅客ターミナル内旅具検査場

新潟空港ターミナルビル内旅具検査場

新潟空港国際線搭乗ゲートから航空機搭乗口までの区域

新潟空港ターミナルビル国際線チェックインロビー出入口から国際線保安検査場までの区域

以下の岸壁で関係機関と調整した場所及び同岸壁にけい留された本船
新潟港西港区：中央ふ頭北側岸壁、中央ふ頭先端岸壁、山の下ふ頭北側岸壁
新潟港東港区：中央ふ頭東１号岸壁、中央ふ頭東２号岸壁
直江津港：中央ふ頭鉱産品岸壁、中央ふ頭木材岸壁
（ただし、外航クルーズ船にかかる旅客等の携帯品及び船用品に限る）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年８月条約第 25 号「ワシントン条約」）付属書Ⅰ、付属書Ⅱ及び付属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第１条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、新潟税関支署新潟空港出張所構内及び同出張所の管轄区域内に存在する保税地域に限る。

検査場所の指定については令和８年１月 30 日から適用する。
なお、従前の指定については、廃止する。

令和８年１月 30 日
新潟税関支署長　宮本　智